

県立病院等における患者一部負担金に係る 債権回収業務委託開始について

(お 知 ら せ)

県立病院等では、概ね6ヶ月以上経過した患者一部負担金に係る特定の未収金について、弁護士法人舘野法律事務所に債権回収業務を委託することとしましたのでお知らせします。

1 目的

岩手県立病院等における患者一部負担金に係る未収金について、患者間の負担の公平性確保や個人未収金縮減の観点から、専門的な業者に債権回収業務を委託することにより、未収金の回収促進と収納事務の効率化を図ることを目的とします。

2 対象とする未収金

概ね6ヶ月以上経過し、病院職員での回収が困難な患者一部負担金に係る未収金のうち、委託業者による債権回収業務が必要と判断した未収金。

3 委託後の入金案内等について

委託した債権は、当病院に代わり、弁護士法人舘野法律事務所が債権回収業務を行います。

4 入金口座について

入金業務についても、弁護士法人舘野法律事務所が当院に代わり行うことから、原則として、弁護士法人舘野法律事務所が指定する口座等にお支払を頂くこととなります。

※ 詳しくは、事務局医事経営課へお問い合わせください。

平成 29 年 5 月
岩手県立大東病院長